

全建事発第 099 号  
令和 6 年 11 月 11 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

フリーランス・事業者間取引適正化等法の遵守徹底について  
(周知依頼)

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が令和 6 年 11 月 1 日に施行されたことを受け、国土交通省より同法の遵守徹底について、別紙のとおり協力依頼がありました。

本年 5 月から 6 月にかけて公正取引委員会及び厚生労働省が行ったフリーランス取引の状況についての実態調査を踏まえた留意すべき業種として建設業があげられ、発注側から取引条件の明示がなされていない等の回答が寄せられました。

また、令和 2 年 11 月から設置されているフリーランス・トラブル 110 番の相談事例においても、トラブルが多く寄せられる業種として「建設関係」があげられました。

これまで、本法に関する周知啓発に関しご協力を賜ってきたところですが、改めて、同法に基づく特定受託事業者と取引を行う際には、同法を遵守した適正な取引となるようお願い申し上げます。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

別添 国土交通省通知文

(担当) 事業部 三浦
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp